

■ の文言は改定後に変更となります。

■ の文言は改定後に追加となります。

りそな Visa カード法人会員規約(一般法人)(旧関西クレジット用)

第2条(カードの貸与と取扱い)	第2条(カードの貸与と取扱い)
<p>1. 当社は、会員および使用者に使用者氏名・会員番号・有効期限等(以下「カード情報」という)を券面上に印字した会員の申込区分に応じたクレジットカード(以下「カード」という)を発行し、貸与します。カードおよびカード情報は、カード券面上に印字された使用者本人以外使用できないものとします。また、会員および使用者は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。また、会員および使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとします。会員は、カード発行後も、届出事項(第20条第1項の届出事項をいう)の確認(以下「取引時確認」という)手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。</p>	<p>1. 当社は、会員および使用者に使用者氏名・会員番号・有効期限等(以下「カード情報」という)を券面に印字または登録した会員の申込区分に応じたクレジットカード(以下「カード」という)を発行し、貸与します。カードおよびカード情報は、カード券面に印字または登録された使用者本人以外使用できないものとします。また、会員および使用者は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。また、会員および使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとします。会員は、カード発行後も、届出事項(第20条第1項の届出事項をいう)の確認(以下「取引時確認」という)手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。</p>
<p>2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします。</p>	<p>2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします(カードに署名欄がある場合に限る)。</p>
第5条(カードご利用枠)	第5条(カードご利用枠)
<p>1. 会員のカードショッピングおよび海外キャッシュサービスの利用代金を合算した未決済残高の利用枠(以下「カードご利用枠」という)は、当社所定の方法により定めるものとします。</p>	<p>1. 会員のカードショッピングおよびキャッシュサービスの利用代金を合算した未決済残高の利用枠(以下「カードご利用枠」という)は、当社所定の方法により定めるものとします。</p>
<p>2. カードご利用枠のうち、海外キャッシュサービスの月間利用枠は、各カードにつき60万円を超えない範囲で当社が定めるものとします。</p>	<p>2. カードご利用枠のうち、キャッシュサービスの月間利用枠は、各カードにつき50万円を超えない範囲で当社が定めるものとします。</p>
<p>4. 本条に定めるカードご利用枠は、当社所定の方法によりこれを増額できるものとします。なお、本条第2項に定める利用枠は、会員が希望した場合に増額するものとし、同項の定めにかかわらず、60万円を超えて増額できるものとします。ただし、会員がカードご利用枠の増額を希望す</p>	<p>4. 本条に定めるカードご利用枠は、当社所定の方法によりこれを増額できるものとします。なお、本条第2項に定める利用枠は、会員が希望した場合に増額するものとし、同項の定めにかかわらず、50万円を超えて増額できるものとします。ただし、会員がカードご利用枠の増額を希望す</p>

る場合は、当社所定の方法により申込みいただき当社が適當と認めた場合に増額するものとします。	る場合は、当社所定の方法により申込みいただき当社が適當と認めた場合に増額するものとします。
第8条(代金決済)	第8条(代金決済)
7. 当社は、前6項に定める会員の毎月の支払額を当月初旬に会員の届出の住所へご利用代金明細書または請求明細書を送付し、通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申立てがない場合には、ご利用代金明細書または請求明細書の内容について承認したものとみなします。。	7. 当社は、前6項に定める会員の毎月の支払額を当月初旬に 当社の定める方法 により、会員へご利用代金明細書または請求明細書に係る情報を連携し、通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申立てがない場合には、ご利用代金明細書または請求明細書の内容について承認したものとみなします。
第11条(退会)	第11条(退会)
1. 会員が退会をする場合は、所定の届出用紙により当社の指定する金融機関または当社に届出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとし、会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。	1. 会員が退会をする場合は、所定の 方法 により当社の指定する金融機関または当社に届出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとし、会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。
2. 使用者が退会をする場合は、所定の届出用紙により当社の指定する金融機関または当社に会員から届出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとします。	2. 使用者が退会をする場合は、所定の 方法 により当社の指定する金融機関または当社に会員から届出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとします。
3. 前2項の場合、当社が適當と認めたときは、債務の全額を第8条定めによりお支払いいただくことがあります。また、退会後においても、カードを利用しましたは会員番号を使用して生じたカード利用に係る 全て の債務について支払いの責を負うものとします。	3. 前2項の場合、当社が適當と認めたときは、債務の全額を第8条定めによりお支払いいただくことがあります。また、退会後においても、カードを利用しましたは会員番号を使用して生じたカード利用に係る すべて の債務について支払いの責を負うものとします。
第12条(カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等)	第12条(カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等)
4. (9) 会員(当該法人の役員等を含む)または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当した場合、または次の①から⑤のいずれかに該当した場合	4. (9) 会員(当該法人の役員・ 実質的支配者 等を含む)または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当した場合、または次の①から⑤のいずれかに該当した場合
(10) 会員(当該法人の役員等を含む)または使用者が、	(10) 会員(当該法人の役員・ 実質的支配者 等を含む)ま

<p>自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>①暴力的な要求行為</p> <p>②法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>④風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または、当社の業務を妨害する行為</p> <p>⑤その他前記①から④に準ずる行為</p>	<p>たは使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>①暴力的な要求行為</p> <p>②法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>④風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または、当社の業務を妨害する行為</p> <p>⑤その他前記①から④に準ずる行為</p>
<p>(12) 会員または使用者に対し本条第8項または第9項または第20条第4項の調査等が完了しない場合や、調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や、会員または使用者がこれらの調査等に虚偽的回答をした場合</p>	<p>(12) 会員または使用者に対し本条第9項または第 10 項または第20条第4項の調査等が完了しない場合や、調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や、会員または使用者がこれらの調査等に虚偽的回答をした場合</p>
	<p>5. 当社は、会員または使用者が前項第9号または第10号の事由に該当した場合、会員および使用者の保有する当社が発行するすべてのカードについて通知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取消すことができるものとし、当社と会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</p>
<p>5. 会員は、前項により、会員資格を取消された場合、直ちに全カード、およびチケット等がある場合はこれらを当社に返還するものとします。また、使用者が使用者資格を取消された場合は、直ちに当該使用者のカード、およびチケット等がある場合にはこれらを当社に返還するものとします。また、会員資格または使用者資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</p>	<p>6. 会員は、本条第4項により、会員資格を取消された場合、直ちに全カード、およびチケット等がある場合はこれらを当社に返還するものとします。また、使用者が使用者資格を取消された場合は、直ちに当該使用者のカード、およびチケット等がある場合にはこれらを当社に返還するものとします。また、会員資格または使用者資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</p>
<p>6. 当社は、本条第4項により、会員資格または使用者資格を取消した場合、加盟店等にカードおよびチケット等の無効を通知または登録できるものとします。また、会員または使用者は、加盟店等を通じてカードおよびチケット等の返還を求められた場合、直ちに当該カードおよびチケット等を返還するものとします。会員または使用者は、本項の義務が履行できない場合にはその旨を直ちに当社へ通知するものとします。</p>	<p>7. 当社は、本条第4項により、会員資格または使用者資格を取消した場合、加盟店等にカードおよびチケット等の無効を通知または登録できるものとします。また、会員または使用者は、加盟店等を通じてカードおよびチケット等の返還を求められた場合、直ちに当該カードおよびチケット等を返還するものとします。会員または使用者は、本項の義務が履行できない場合にはその旨を直ちに当社へ通知するものとします。</p>

<p>7. 会員および使用者は、会員または使用者の会員資格もしくは使用者資格の取消後においても、カードを利用しまたは利用されたとき(会員番号の使用を含む)は当該使用によって生じたカード利用に係る債務について、すべて支払いの責を負うものとします。ただし、使用者の支払債務は第7条第2項に定める範囲に限られるものとします。</p>	<p>8. 会員および使用者は、会員または使用者の会員資格もしくは使用者資格の取消後においても、カードを利用しまたは利用されたとき(会員番号の使用を含む)は当該使用によって生じたカード利用に係る債務について、すべて支払いの責を負うものとします。ただし、使用者の支払債務は第7条第2項に定める範囲に限られるものとします。</p>
<p>8. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、使用者に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p>	<p>9. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、使用者に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p>
<p>9. 当社は、会員または使用者の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員および使用者は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員または使用者に回答を求めた場合で、会員または使用者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p>	<p>10. 当社は、会員または使用者の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員および使用者は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員または使用者に回答を求めた場合で、会員または使用者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p>
<p>10. 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施あるいは実施しようとする場合であって、資金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知のうえ、一定期間カードショッピング、海外キャッシュサービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</p>	<p>11. 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施あるいは実施しようとする場合であって、資金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知のうえ、一定期間カードショッピング、海外キャッシュサービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</p>
<p>12. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ(送金)取引について、カードの利用を制限することができるものとします。</p>	
<p>第14条(期限の利益の喪失)</p>	<p>第14条(期限の利益の喪失)</p>

1.	1. (5)会員または使用者が第12条第4項第9号または第10号の事由に該当したことが判明した場合。
第17条(会員保障制度)	第17条(会員保障制度)
3.	3. (7)会員または使用者が複数回にわたり類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合
(7) 前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受理した日の61日以前に生じた損害	(8) 前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受理した日の61日以前に生じた損害
(8) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難に起因する損害	(9) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難に起因する損害
(9) その他本規約に違反する使用に起因する損害	(10) その他本規約に違反する使用に起因する損害
5. 会員は、本条第1項の紛失・盗難に関して警察署その他から連絡を受けたときは、その旨を直ちに当社に通知し、当社と協力して損害の発生の防止に努めるものとします。	5. 会員および使用者 は、本条第1項の紛失・盗難に関して警察署その他から連絡を受けたときは、その旨を直ちに当社に通知し、当社と協力して損害の発生の防止に努めるものとします。
6. 会員は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して 本会員 が保有する一切の権利のてん補を受けた金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。また、会員は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当社に支払うものとします。	6. 会員および使用者 は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して会員が保有する一切の権利のてん補を受けた金額の限度で当社に移転に必要な手続きも履行するものとします。また、 会員および使用者 は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当社に支払うものとします。
7. 会員は、前条第2項に従って当社に対して通知しましたは届出た事項、および第4項の書類に記載した事項を、当社が必要に応じて、当社が契約する損害保険会社に提供することをあらかじめ承諾するものとします。	7. 会員および使用者 は、前条第2項に従って当社に対して通知しましたは届出た事項、および第4項の書類に記載した事項を、当社が必要に応じて、当社が契約する損害保険会社に提供することをあらかじめ承諾するものとします。
第18条(カードの再発行)	第18条(カードの再発行)
カードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、当社所定の届けを提出していただき当社が適当と認めた場合に限り再発行いたします。この場合、会員または使用者は当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。	カードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、当社所定の 方法で届出を行い 、当社が適当と認めた場合に限り再発行いたします。この場合、会員または使用者は当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。
第19条(カードの有効期限)	第19条(カードの有効期限)
1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード	1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード

券面上に印字された月の末日までとします。	券面に印字され、あるいは当社所定のウェブサイトおよびアプリケーション上に表示された月の末日までとします。
第20条(届出事項の変更等)	第20条(届出事項の変更等)
1. 会員が当社に届出た使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者およびその他の項目(以下総称して「届出事項」という)等に関する情報に変更が生じた場合は、遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の届出用紙により届出るものとします。 ただし、当社が適当と認めた場合には、当社への電話等の当社が適当と認める方法により届出ることもできます。	1. 会員が当社に届出た使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、 国籍、在留資格、在留期間 、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者およびその他の項目(以下総称して「届出事項」という)等に関する情報に変更が生じた場合は、遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の 方法 により届出るものとします。
	6. 当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員および使用者に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあります。当該会員および使用者は届出に応じるものとします。
第26条(カードショッピング)	第26条(カードショッピング)
2. 加盟店の店頭での利用手続き 商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代えてもしくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力すること、またはICチップを端末機等にかざしてご利用される場合(非接触ICチップでのご利用の場合。以下本条において同じ)には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。	2. 加盟店の店頭での利用手続き 商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります(カードに署名欄がある場合に限る)。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代えてもしくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力すること、またはICチップを端末機等にかざしてご利用される場合(非接触ICチップでのご利用の場合。以下本条において同じ)には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。
第27条(立替払の承諾等)	第27条(立替払の承諾等)
1. 会員および使用者は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結	1. 会員および使用者は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結

<p>をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。会員および使用者は、当社が会員および使用者からの委託に基づき、会員および使用者の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の使用者に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁(同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません)を放棄するものとします。</p>	<p>をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。会員および使用者は、当社が会員および使用者からの委託に基づき、会員および使用者の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の会員または使用者に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁(同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません)を放棄するものとします。</p>																																			
<p><海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等></p>	<p><海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等></p>																																			
<p>●返済総額および返済期間・返済回数・利息</p>	<p>●返済総額および返済期間・返済回数・利息</p>																																			
<table border="1" data-bbox="228 822 743 1125"> <thead> <tr> <th>キャッシングサービス利用枠</th><th>返済予定総額</th><th>返済期間・返済回数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5万円</td><td>51, 150円</td><td rowspan="6">最長56日・1回</td></tr> <tr> <td>10万円</td><td>102, 301円</td></tr> <tr> <td>20万円</td><td>204, 602円</td></tr> <tr> <td>30万円</td><td>306, 904円</td></tr> <tr> <td>40万円</td><td>409, 205円</td></tr> <tr> <td>50万円</td><td>511, 506円</td></tr> <tr> <td>60万円</td><td>613, 808円</td><td></td></tr> </tbody> </table>	キャッシングサービス利用枠	返済予定総額	返済期間・返済回数	5万円	51, 150円	最長56日・1回	10万円	102, 301円	20万円	204, 602円	30万円	306, 904円	40万円	409, 205円	50万円	511, 506円	60万円	613, 808円		<table border="1" data-bbox="795 822 1310 1080"> <thead> <tr> <th>キャッシングサービス利用枠</th><th>返済予定総額</th><th>返済期間・返済回数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5万円</td><td>51, 150円</td><td rowspan="6">最長56日・1回</td></tr> <tr> <td>10万円</td><td>102, 301円</td></tr> <tr> <td>20万円</td><td>204, 602円</td></tr> <tr> <td>30万円</td><td>306, 904円</td></tr> <tr> <td>40万円</td><td>409, 205円</td></tr> <tr> <td>50万円</td><td>511, 506円</td></tr> </tbody> </table>	キャッシングサービス利用枠	返済予定総額	返済期間・返済回数	5万円	51, 150円	最長56日・1回	10万円	102, 301円	20万円	204, 602円	30万円	306, 904円	40万円	409, 205円	50万円	511, 506円
キャッシングサービス利用枠	返済予定総額	返済期間・返済回数																																		
5万円	51, 150円	最長56日・1回																																		
10万円	102, 301円																																			
20万円	204, 602円																																			
30万円	306, 904円																																			
40万円	409, 205円																																			
50万円	511, 506円																																			
60万円	613, 808円																																			
キャッシングサービス利用枠	返済予定総額	返済期間・返済回数																																		
5万円	51, 150円	最長56日・1回																																		
10万円	102, 301円																																			
20万円	204, 602円																																			
30万円	306, 904円																																			
40万円	409, 205円																																			
50万円	511, 506円																																			
<p><ご相談窓口></p> <p>2. 宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記の当社インフォメーションセンターまでお願いします。</p> <p>りそなカード株式会社 関東財務局長 第00484号 日本貸金業協会会員 第000452号</p> <p><インフォメーションセンター></p> <p>東京本社 ☎135-0042 東京都江東区木場1-5-25 電話番号 03-5665-0771</p> <p>大阪支社 ☎541-0051 大阪市中央区備後町2-1-8 電話番号 06-6203-9345</p> <p>※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。</p>	<p><ご相談窓口></p> <p>2. 宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記の当社インフォメーションセンターまでお願いします。</p> <p>りそなカード株式会社 関東財務局長 第00484号 日本貸金業協会会員 第000452号</p> <p><インフォメーションセンター></p> <p>東京本社 ☎135-0042 東京都江東区木場1-5-25 電話番号 03-5665-0771</p> <p>大阪支社 ☎541-0051 大阪市中央区備後町2-1-8 電話番号 06-6203-9345</p>																																			
<p>5. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記のVJ紛失・盗難受付デスクまでお願いします。</p> <p><VJ紛失・盗難受付デスク></p> <p>フリーダイヤル 0120-919-456</p> <p>※上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください</p>	<p>5. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記のVJ紛失・盗難受付デスクまでお願いします。</p> <p><VJ紛失・盗難受付デスク></p> <p>フリーダイヤル 0120-919-456</p> <p>上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください</p>																																			

さい。 東京03-6627-4057 大阪06-6445-3530	い。 東京03-6627-4057 大阪06-6445-3530 ※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。
(2023年4月改定)	(2024年4月改定)

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条(個人情報の収集・保有・利用等)	第1条(個人情報の収集・保有・利用等)
1. 使用者または その 予定者および会員の代表者または入会申込者の代表者(以下総称して「使用者等」という)は、本規約(入会申込みおよび使用者の届出を含む。以下同じ)を含むりそなカード株式会社(以下「当社」という)との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記(1)から(9)の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社が保護措置を講じたうえで収集(映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む)・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内(支払遅延時の請求を含みます)をすること、および、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報(入会申込書の写し・残高通知書等)を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等(これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます)の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。	1. 使用者または 使用者の 予定者および会員の代表者または入会申込者の代表者(以下総称して「使用者等」という)は、本規約(入会申込みおよび使用者の届出を含む。以下同じ)を含むりそなカード株式会社(以下「当社」という)との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記(1)から(9)の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社が保護措置を講じたうえで収集(映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む)・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内(支払遅延時の請求を含みます)をすること、および、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報(入会申込書の写し・残高通知書等)を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等(これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます)の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。
(1) 申込み時または入会後に会員または使用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しました記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、勤務先、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、資産、負債 および 収入、在留資格に関する情報等の情報(以下総称して「氏名等」という)等に関する情報、本規約に基づき届出られた情報 および 当社届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報、電話接続状況履歴(全国の固定電話および携帯電話の接続状況	(1) 申込み時または入会後に会員または使用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しました記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、勤務先、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、資産、負債、収入、 国籍 、 在留資格 、 在留期間 に関する情報等の情報(以下総称して「氏名等」という)等に関する情報、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報、電話接続状況履歴(全国の固定電話および携帯電話の接続

調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号を含む)ならびにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報(以下総称して「属性情報」という)	状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号を含む)ならびにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報(以下総称して「属性情報」という)
2. 使用者は、当社が下記の目的のために前項の(1)(2)(3)(4)(8)(9)の個人情報を利用することに同意します。	2. 使用者等は、当社が下記の目的のために前項の(1)(2)(3)(4)(8)(9)の個人情報を利用することに同意します。
第5条(会員契約が不成立の場合)	第5条(会員契約が不成立の場合)
会員契約が不成立の場合であっても、使用者等が入会申込をした事実は、第1条1項に定める目的および第2条に基づき、当該契約に不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。	会員契約が不成立の場合であっても、使用者等が入会申込をした事実は、第1条1項に定める目的および第2条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私(会員の名義人(会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ))および使用者は、次の1.に規定する暴力団員等または1.の各号のいずれかに該当する場合、2.の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または1.にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私および使用者は、上記行為または虚偽の申告が判明し会員資格が取消された場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私および使用者の責任といたします。	私(会員の名義人(会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員・実質的支配者等を含む。以下同じ))および使用者は、次の1.に規定する暴力団員等または1.の各号のいずれかに該当する場合、2.の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または1.にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私および使用者は、上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私および使用者の責任といたします。
(2023年4月改定)	(2024年4月改定)